

一般社団法人大阪府作業療法士会

大規模災害時支援活動基本指針

平成29年3月策定

令和4年9月1日改定

目次

I. 本指針の目的

II. 大規模災害の定義

III. 本会の対応

1 組織体制

1) 平時

2) 災害発生時(被災時)

3) 災害発生時(他都道府県発災時)

2 対応指針

1) 平時

2) 災害発生時(被災時)

3) 災害発生時(他都道府県発災時)

I. 本指針の目的

本指針は、大阪府下において大規模災害が発生した際には、大阪府作業療法士会(以下、本会)が、日本作業療法士協会(以下、協会)、近畿作業療法士連絡協議会(以下、協議会)、他都道府県作業療法士会(以下、他県士会)と連携し、被災した会員及び一般市民への災害支援活動を迅速且つ円滑に行うこと、大阪府以外の都道府県で大規模災害が発生した際には、被災都道府県への支援を適切に行うことを目的とする。

II. 大規模災害の定義

本指針で定める大規模災害とは、自然災害(地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等)、事故災害(原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物資を取り扱う施設における事故、爆発、火災等)、その他の災害であって、多数の人的および物的損失をもたらし、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のことという。必ずしも激甚災害(「激甚に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による)に指定された災害に限らない。

III. 本会の対応

1 組織体制

1) 平時

理事、災害対策委員会、地域局各ブロック長は、災害発生時速やかに災害支援活動が展開できるように組織作りを行う。

2) 災害発生時(被災時)

災害が発生した場合、府士会としての方針を決定し、必要な場合は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部長は府士会長とし、メンバーは理事、事務員、災害対策委員を中心に構成することとする。

3) 災害発生時(他都道府県発災時)

災害対策本部長は府士会長とし、メンバーは災害対策担当理事、事務員、災害対策委員を中心に構成することとする。被害状況に応じ、災害対策本部の人員を変更する。

2 対応指針

1) 平時

- ①大阪府作業療法士会版「大規模災害時支援活動基本指針」の整備・改定を行う。
- ②災害発生時の本会と士会間の連絡および連携のあり方の整備を行う。
- ③会員情報を含む本会のデータは、定期的なバックアップを行う。
- ④日本作業療法士協会における災害ボランティア登録制度への推進活動を行う
- ⑤災害時緊急支出金として、災害時に必要な支出を想定し資金を確保しておく。
- ⑥大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(大阪、J R A T)への参画をはじめとする関連他団体との連携を図り、災害時の連絡体制と連携方法を整える。
- ⑦地域ブロック圏域内で会員間の連絡体制と連携方法を整える。
- ⑧災害対策意識の向上や災害支援活動へ参加できる人材育成を図る。

2) 災害発生時(被災時)

- ①会長・副会長は災害対策本部を設置し本部会議を招集する。
- ②災害対策本部は日本作業療法士協会との連絡調整を行い、必要に応じて対応する。
- ③本部長の指示に基づき情報収集(会員情報の把握、被災状況の確認等)を開始する。
- ④支援依頼については、被害状況に応じ災害対策本部で検討・実施する。
- ⑤災害対策本部は被災状況と協会の対応を記録・整理し、事務局に保管する。

- ⑥被災した会員については、被害状況に応じ会費免除申請等を理事会で検討する。
- ⑦災害対策本部は被害規模・状況に応じて縮小し、平時活動へ移行する。

3)災害発生時(他都道府県発災時)

大阪府外で大規模災害が発生した場合に、日本作業療法士協会等と連携し、必要に応じて見舞い状、支援金を送ることができる。また、被災都道府県士会、日本作業療法士協会、大阪、J R A T などから援助要請があった場合は理事会で対応を検討し決定する。

2022年9月1日改定